

防災行政通信ネットワークシステム

定期点検及び保守業務委託特記仕様書

令和8年度（2026年度）

佐 賀 県

第1条 目 的

防災行政通信ネットワークシステムの定期点検及び保守業務は、本設備を計画的かつ適正に管理し設備の安全機能の維持・向上を図り、経年使用による機能低下と事故の未然防止等、積極的に維持管理を行い、本設備機能の保持と耐久性の向上を図ることを基本とする。

また、佐賀県が平成30年3月から運用している「佐賀県災害時オペレーションシステム」(以下、「システム」という)を保守点検するために受託者が行う委託業務(以下、「点検業務」)について必要な事項を定めるものとする。

この特記仕様書は、本設備の定期点検及び保守、臨時点検等の業務(以下「委託業務」という。)の内容について示すものである。

なお、委託業務の実施に当たっては、委託者が別に委託する定期点検及び保守業務受託者等の関係者と十分協議すること。

第2条 適 用

委託業務の実施は、本特記仕様書及び下記の基準に基づいて行う。

- 1) 佐賀県電気通信関係標準積算基準及び積算資料
(電気通信施設点検業務標準歩掛 個別点検)
(電気通信施設点検業務標準歩掛 総合点検)

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、その都度委託者と受託者で協議する。

第3条 業務要員の資格等

- 1 受託者は、点検者の氏名及び資格などを別に定める点検者名簿により委託者に提出すること。
- 2 委託者は、管理技術者を含めた点検者が委託業務を実施するのに著しく不相当と認められるものがあるときは、その理由を明示した書面をもって、必要な措置を取ることを求めることができる。

第4条 電波法に定める無線局検査時の立会及び他関係法令

- 1 受託者は、本設備に対し電波法に定める検査が行われる場合には、委託者の指定する日までに、事前点検及びデータ作成(書面検査に伴う点検実施報告書を含む)等を行うとともに検査に立会しなければならない。
- 2 その他の関係法令については、下記の通りとなり、受託者は、点検業務の履行にあたり、最新の要領等を遵守しなければならない。
 - 1) 佐賀県情報セキュリティ基本方針
 - 2) 佐賀県個人情報保護条例
 - 3) その他、委託業務の履行に当たり必要な法令等

第5条 現場管理

- 1 受託者は、委託業務を実施するための設備の諸室における盗難防止、火元確認、整理整頓及び清掃等について、責任を持って行うこと。
- 2 点検者は、業務を実施するに当たり火気使用、騒音・嫌音の発生、出入口の戸締まり等に注意すること。

第6条 委託業務の対象施設及び対象設備

- 1 この契約の対象となる無線局・所は、別図による。
- 2 委託業務の対象設備
対象設備の種類・数量・点検周期は、別に定める「点検対象施設及び点検周期表（付則1）」による。

第7条 委託業務の内容

委託期間 令和8年(2026年)4月1日～令和9年(2026年)3月31日

点検期間 令和8年(2026年)4月1日～令和8年(2026年)7月17日

・防災行政通信ネットワークシステム

- 1 総合点検・・・1回/年
点検内容は下記のとおりとする。
 - 1) 動作確認
 - 2) 表示点検
 - 3) 接続の確認
 - 4) 切替点検
 - 5) 電圧確認
 - 6) ネットワーク確認

対象設備は、別に定める付則1による。

また無線中継所は消火器の有効期限を確認すること。

他設備で異常が覚知した際は連絡すること。

・災害時オペレーションシステム

- 1 総合点検・・・1回/年
 - 1) 危機管理センターシステム
ア プロジェクタスクリーン清掃及び外観・構造点検
イ マルチプロジェクタ内部清掃・点検
ウ マルチ画面表示性能検査
エ 映像制御卓清掃及び機器動作点検
オ 映像音声制御装置清掃及び機器動作点検
カ 周辺機器清掃及び動作確認

キマルチビジョンプロセッサ調整・点検

クシステム総合動作確認

2) 特別会議室システム

ア映像音声制御装置清掃及び機器動作点検

イ周辺機器清掃及び動作確認

3) 知事会見室システム

ア映像音声制御装置清掃及び機器動作点検

イ周辺機器清掃及び動作確認

4) 障害発生時（点検時に確認された故障への対応）・・・その都度監督員と協議

5) その他必要と思われる事項

対象設備は、別に定める付則2及び付則3による。

2 緊急点検

受託者は、部品の劣化及び運用上支障を認めるもの、若しくは異常又は、故障等を発見したとき、あるいは委託者より通知があった場合には、直ちに点検者を派遣し、点検を行うこと。

緊急点検の費用は受託者負担とする。

3 体制の確保

- ・受託者は、保守業務の履行に関し、業務の管理及び統括を行う管理技術者を定めること。
- ・受託者は、保守業務の履行に関し、業務を行う技術担当者を定めること。
- ・受託者は、非常災害時の発生に備え、管理技術者及び管理担当者の連絡体制を明確にするとともに、監督者から待機を指示した場合は、点検者を事務所に待機させるものとする。
- ・受託者は、本設備の機能が十分発揮できるように無線局管理者へ無線設備等の操作、取扱い説明を行い熟知させておくこと。
- ・受託者は、点検業務の履行に先立ち、次の各号に掲げる業務の実施に関する計画書等を監督員に提出しなければならない。

1 管理技術者、技術担当等、業務の体制表

2 点検工程表

第8条 機器の修繕

- 1 受託者は、委託業務を行うために必要な消耗品及び部品、器具等は、受託者が負担する。ただし、委託者の故意若しくは過失又は天災等により破損した場合は、委託者の負担とする。
- 2 受託者は、委託業務の実施に当たり機器の故障を発見し修理の必要性を認めた場合は、直ちに委託者に連絡し指示を受けるものとする。

第9条 点検報告書

点検報告書については、以下のとおりとする。

- 1 提出部数は点検周期毎（総合点検）に1部提出するものとする。
- 2 緊急点検を行ったときは、点検後速やかに報告書を提出するものとする。
- 3 障害が発生した場合は、速やかに障害対応報告書を作成し、提出すること。
- 3 体裁はチューブファイル（左右どちらからも内容物が取り外せるもの）とする。
- 4 総合点検終了後に総合点検データを電子データとし、CDにして各1枚ずつ提出するものとする。

第10条 保守業務の条件

点検業務の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 県からの障害発生の報告は速やかに受け付けること。
ただし、対象期間は委託期間とする。
- 2 障害発生時は、監督員と協議し、速やかに復旧対応を行うこと。
ただし、対象期間は委託期間とする。
- 3 緊急時の対応は、受付24時間365日とする。
- 4 障害復旧に向けた修繕は、保守その他必要な点検等を行う場合はシステムの停止有無も含め監督員と協議し、承諾を得ること。
- 5 バックアップ等の作業が必要な場合は、速やかに障害対応報告書を作成し、提出すること。
- 6 点検業務の実施にあたり、衛星通信設備保守業者と必要な調整を行うこと。
- 7 今年度に無線設備の移設等の工事を予定している、佐賀総合庁舎、佐賀中部保健福祉事務所、SAGAアリーナ、日赤血液センター、佐賀土木事務所（佐賀総合庁舎向けFWAのみ）は、点検対象から除外する。

なお、前述の点検対象外設備に障害が発生した場合は、その都度対応について協議を行う。